ID:　144

担当部署:　健康福祉部 社会福祉課 福祉総務係

処分の概要	利用の許可
例　規　名 **根 拠 条 項**	名寄市総合福祉センター条例　第11条第1項(第19条第2項において読み替える場合を含む。)
例 規 番 号	平成18年条例第110号

【根拠条文】

(利用の許可)

第11条　福祉センターを利用する者（以下「利用者」という。）は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

２　指定管理者は、福祉センターの利用を許可するに当たり、管理上必要な条件を付することができる。

【基準】

根拠条文、名寄市暴力団排除条例第7条及び名寄市総合福祉センター条例施行規則第2条、第3条、第4条の規定による。

名寄市暴力団排除条例

(公共施設の利用の不許可等)

第7条　市長、名寄市教育委員会及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「市長等」という。)は、公共施設(市が設置し、又は管理する施設(附属施設を含む。)をいう。)が暴力団の活動に利用されると認められるときは、当該公共施設の利用を許可しないものとする。

2　市長等は、既に公共施設の利用を許可している場合において、当該利用が暴力団の活動に利用されていると認めるときは、当該許可を取消し、又は当該利用の停止を求めるものとする。

名寄市総合福祉センター条例施行規則第2条、第3条及び第4条

(利用許可の申請)

第2条　条例第11条第１項の規定により、名寄市総合福祉センター（以下「福祉センター」という。）の利用許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、名寄市総合福祉センター利用許可申請書（別記様式第１号）を利用当日の前月25日までに指定管理者に提出しなければならない。ただし、特別な事情があると指定管理者が認めた場合は、この限りでない。

2　条例第3条第2号に掲げる福祉団体及びボランティア(以下「福祉団体等」という。)が施設を利用する場合には、指定管理者に福祉団体等登録申請書(別記様式第2号。以下「登録申請書」という。)を提出して福祉団体等として登録しなければならない。ただし、登録の有効期間は登録申請書提出日から毎年3月31日までとする。

(利用の許可)

第3条　指定管理者は、前条の申請により利用を認め~~る~~たときは、名寄市総合福祉センター利用許可書(別記様式第3号)を申請者に交付する。

(利用の不許可等)

第4条　指定管理者は、利用の許可をしないとき、又は利用許可の取消しをするときは、その旨

を申請者に通知する。			
標準処理期間	1日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 8 月 15 日	**最終変更年月日**	令和 2 年 7 月 1 日